

# 2026年度成年後見人材育成研修（委託研修）開催要項

成年後見人材育成研修(委託研修)（以下、「委託研修」）は、日本社会福祉士会から都道府県社会福祉士会への委託により実施される研修です。

1. **研修目標**
  - (1) 専門職後見人としての社会福祉士が身につけるべき知識・技術を修得し、権利擁護センターにおける成年後見人としての一定の力量を確保すること。  
(※本研修の修了は、権利擁護センターばあとなあ後見人候補者名簿に登録し、受任できる者を養成する「名簿登録研修」の受講要件となります。)
  - (2) 地域で相談援助にあたる者が、成年後見制度活用の知識、技術を修得すること。
2. **日 時**

1日目	2026年7月25日(土)	9:30~17:15
2日目	2026年8月29日(土)	9:30~17:15
3日目	2026年9月26日(土)	9:30~16:55
4日目	2026年10月24日(土)	10:00~16:25

\*名簿登録研修(名簿登録希望者)2026年11月28日(土)9:00~18:00の間で調整中
3. **会 場** 静岡県総合社会福祉会館シズウェル会議室(所在地:静岡市葵区駿府町1番70号)  
**※自然災害等により、集合研修を中止しオンライン(Zoom)研修になる可能性があることを予めご了承ください。スマートフォンでの受講は不可。パソコン(カメラ・マイク付き)やタブレットをご用意ください。**
4. **カリキュラム(予定)**
  - (1) 講義・演習等:4日間 23時間
  - (2) 事前課題:指定する4課目は「事前課題」を提出して頂きます
  - (3) 事後課題:2日目終了後・全課程修了後に提出して頂きます
5. **受講対象** 下記のいずれかの者で、「6.受講要件」の全てを満たす者
  - (1) 社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録を目指す者
  - (2) 社会福祉士として地域で相談援助を行っている者
6. **受講要件**
  - (1) 日本社会福祉士会の正会員である都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士
  - (2) 都道府県社会福祉士会の会長が成年後見活動に資すると認める者
  - (3) 次に挙げるa~cのいずれかを満たす者
    - a 日本社会福祉士会の基礎課程(基礎研修Ⅰ~Ⅲ)を修了している者
    - b 日本社会福祉士会の旧生涯研修制度の共通研修課程を1回以上修了している者
    - c 認定社会福祉士である者(申し込み時点で登録済み)
  - (4) カリキュラムの全課程を出席できる者
  - (5) 会費の未納がない者
7. **受講定員** 40名(催行最小人数 16名)
8. **受講費** 6万円(別途市販テキスト代、約14,000円が必要となります)  
※一端納入された受講費は、主催者の責による以外は返金いたしません  
※名簿登録研修は無料です

9. 申 込 研修システム「マナブル」よりお申込みください  
<https://shizuoka-csw.manaable.com/>



未登録の方はまずは新規登録を  
お願いいたします。

◆申込期間 **4月6日～5月18日** 定員となり次第締め切ります。

10. 受講決定 受講申込者が定員を超えた場合は、名簿登録研修申込者を優先して受講者を決定します。

### 11. 受講可否の連絡等

- ・受講可否は、6月初旬ごろまでにメールにてご連絡します。申込者が定員を越えた場合は、受講できない場合がありますのでご了承ください。
- ・受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することがありますのでご了承ください。
- ・会場案内、受講費の納入方法、テキストの購入方法、事前課題、およびキャンセル等の扱いについては、受講可否の連絡時にご案内します。

12. 修了要件 研修の修了には、次の基準を満たす必要があります

- ・面接授業の出席が100%であること
- ・事前課題を指定期限までに提出すること  
(指定期限までに提出が確認できない場合は、理由を問わず、本研修の修了要件を満たさないものとします)
- ・事後課題1・2を提出すること
- ・修了評価で一定の水準を満たすこと

### 13. 研修単位について

- (1) 日本社会福祉士会の生涯研修制度においては、専門課程の2単位となります。
- (2) 本研修は、認定社会福祉士制度の研修として認証されています。  
認証科目：後見制度の活用（成年）（分野専門／高齢分野、ソーシャルワーク機能別科目群）  
単位数：2単位  
認証番号：20250007  
注：分野については、認定社会福祉士の認証申請をするときに、自身の認定申請をする分野の単位として扱うことができます。  
「後見制度の活用（成年）」は、高齢分野のほか、障害分野、医療分野、地域社会・多文化分野の認定申請者も各分野の単位として扱うことができます。

14. 主 催 公益社団法人日本社会福祉士会  
主 管 一般社団法人静岡県社会福祉士会

【問い合わせ先】一般社団法人静岡県社会福祉士会 事務局（担当：中井）  
〒420-0856  
静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館 4階  
TEL：054-252-9877 FAX：054-252-0016  
E-mail：partner-csw@yr.tnc.ne.jp